



福岡医発第 2094 号 (総)

平成 23 年 1 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻 一 良
(公印省略)

毎月勤労統計調査（第二種事業所）に対する調査協力依頼について

厚生労働省が指定統計として継続的に実施している標記調査について、日本医師会より協力要請があり、第 30 回全理事会 (H23. 1. 13) にて協議の結果、本会としてもこの調査に協力することにいたしました。

標記調査は、雇用・賃金・労働時間の変動を明らかにすることを目的に行われ、対象地域における常勤が 5 名～29 名までの医療機関に対して、県知事が任命した統計調査員が実際に事業所を訪問することによって行われます。

調査は 2 段階からなっており、

- ① 対象医療機関を統計調査員が平成 23 年 1 月～2 月にかけて訪問し、医療機関の属性について調査します。
- ② ①の調査で明らかとなった事業所の中から無作為に調査対象医療機関を指定し、平成 23 年 7 月から 18 ヶ月連続で統計調査員が毎月初旬に訪問し、雇用、賃金、労働時間について前月の実績の調査が行われます。

つきましては、貴会内での対象医療機関より問い合わせ等がございましたら、本調査にご協力いただきますよう貴職よりご高配の程よろしくお願い申し上げます。

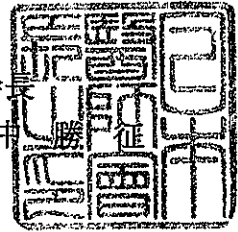
小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会 長 蒲池 壽

平成 23 年 1 月 5 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
原 中



毎月勤労統計調査(第二種事業所)に対する調査協力依頼について (依頼)

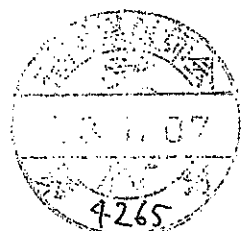
厚生労働省ではわが国の雇用、賃金、労働時間の変動を明らかにするため「毎月勤労統計調査」(統計法に基づく基幹統計調査)を実施しております。

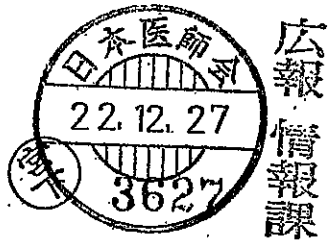
この度、「第二種事業所調査」を実施するにあたり「別紙写」にて協力方要請があり、本会は従来通り協力することと致しました。

つきましては、下記の通り関係資料を送付致しますので、貴会におかれましても引き続き本調査にご協力方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 本会宛ての調査協力依頼文書
2. 毎月勤労統計調査要綱
3. 調査票(第二種事業所用)
4. 毎月勤労統計調査 パンフレット等
5. 毎月勤労統計調査第二種事業所調査 指定調査区 市区町村名一覧(第1組)

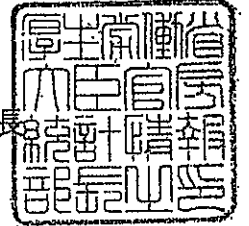




統発 1.2.2.2 第 3 号
平成 22 年 12 月 22 日

日本医師会
会長 原中勝征 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長



毎月勤労統計調査（第二種事業所）に対する調査協力依頼について

「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、労働者の雇用、賃金、労働時間の変動を明らかにすることを目的に、厚生労働省が各都道府県統計主管課を通じて行っています。事業所の規模により調査対象事業所を 2 種類に分け、常用労働者を常時 30 人以上雇用する事業所は第一種事業所として通信によって、5～29 人を雇用する事業所は第二種事業所として各都道府県知事が任命した統計調査員が実際に事業所を訪問することによって調査を行っています。

このうち、第二種事業所の調査は、二段階からなり、まず、別添「指定調査区市区町村名一覧」に掲げる地域に所在する貴会会員の所属する事業所も含めた全事業所を、統計調査員が平成 23 年 1～2 月にかけて訪問し、事業所名、事業所所在地、常用労働者数、主な生産品の名称又は事業の内容などの事業所の属性を主に調査させていただきます。

次に、先の調査で明らかになった 5～29 人を雇用する事業所の中から無作為に調査対象事業所を指定します。貴会会員の所属する事業所が指定された場合には、平成 23 年 7 月分から、原則として 18 か月間連続で、統計調査員が毎月初旬に訪問し、雇用、賃金、労働時間について前月の実績を調査させていただきます。この場合、平成 23 年 7 月に統計調査員は調査依頼の訪問を、8 月初旬に初回の聴き取りを行うこととなります。

つきましては、調査の趣旨をご理解の上、貴会会員の所属する事業所への周知・協力方格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

参考までに、毎月勤労統計調査要綱、第二種事業所調査票（全国・地方）、パンフレットの「毎月勤労統計調査について」及び「まいきん」を添付いたします。

今後とも、毎月勤労統計調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

毎月勤労統計調査要綱

1 調査の種類

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類とする。

2 調査の目的

この調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

3 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域とする。

(2) 産業

次に掲げる産業とする。

イ 鉱業、採石業、砂利採取業

ロ 建設業

ハ 製造業

ニ 電気・ガス・熱供給・水道業

ホ 情報通信業

ヘ 運輸業、郵便業

ト 卸売業、小売業

チ 金融業、保険業

リ 不動産業、物品賃貸業

ヌ 学術研究、専門・技術サービス業

ル 宿泊業、飲食サービス業

ヲ 生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）

ワ 教育、学習支援業

カ 医療、福祉

コ 複合サービス事業

ク サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

(3) 事業所

イ 全国調査及び地方調査

常用労働者を常時5人以上雇用する事業所とする。

ロ 特別調査

調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所とする。

4 調査対象

(1) 全国調査

- イ 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。
- ロ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「全国調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「全国調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ハ 全国調査第二種事業所は、事業所・企業統計調査の調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。

(2) 地方調査

- イ 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。
- ロ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「地方調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「地方調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ハ 地方調査第二種事業所は、事業所・企業統計調査の調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。
- ニ 全国調査の指定事業所は、必ず地方調査の指定事業所として指定する。

(3) 特別調査

事業所・企業統計調査の調査区の中から厚生労働大臣が指定する調査区内に所在する調査の範囲に属する事業所とする。

5 調査事項

(1) 全国調査及び地方調査

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ロ 調査期間及び操業日数
- ハ 企業規模
- ニ 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額
- ホ 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額
- ヘ パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額
- ト 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

(2) 特別調査

- イ 事業所名
- ロ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ハ 調査期間
- ニ 企業規模
- ホ 常用労働者の数
- ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
 - a 氏名及び性
 - b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
 - c 年齢及び勤続年数

- d 出勤日数及び1日の実労働時間数
- e きまって支給する現金給与額
- f 特別に支払われた現金給与額

6 調査期日

(1) 全国調査及び地方調査

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。

(2) 特別調査

毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、5の(2)のへのfに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から、調査を実施する年の7月31日までの期間について行う。

7 調査機関

(1) 都道府県知事は、その管轄区域内の調査に関し、統計法施行令で「雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすることを目的とする基幹統計」について都道府県知事が行うこととされている事務を行う。

(2) 都道府県知事は、全国調査第一種事業所及び地方調査第一種事業所の事業主に、その事業所の職員の中から記入担当者を設けさせ、調査票の作成の補助及び都道府県知事との連絡に当たらせる。

(3) 全国調査（全国調査第二種事業所に係るものに限る。）、地方調査（地方調査第二種事業所に係るものに限る。）及び特別調査に関して、都道府県に設置される統計調査員は、調査票の作成、提出及び都道府県知事との連絡を行う。

8 調査方法

(1) 全国調査

イ 全国調査第一種事業所の事業主は、様式第1号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。全国調査第二種事業所については、統計調査員が様式第2号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

ロ 全国調査第一種事業所又は全国調査第二種事業所の事業主等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、報告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して報告することができる。

この規定により報告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

ハ 都道府県知事は、イ又はロにより提出された全国調査の調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査月の翌月の15日までに厚生労働大臣に提出する。

ただし、ロの規定により提出された調査票は、都道府県知事が審査を終了したときに調査票が厚生労働大臣に提出されたものとみなす。

(2) 地方調査

イ 地方調査第一種事業所の事業主は、様式第3号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。地方調査第二種事業所については、統計調査員が様式第4号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

ロ 地方調査第一種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、報告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して報告することができる。

この規定により報告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

(3) 特別調査

イ 統計調査員は、厚生労働大臣が指定した調査区内の調査対象事業所について、様式第5号の調査票を1部作成し、調査を実施する年の9月10日までに都道府県知事に提出する。

ロ 都道府県知事は、統計調査員から提出された調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査を実施する年の9月30日までに厚生労働大臣に提出する。

9 集計事項

(1) 全国調査

次の事項について全国集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行う。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

ハ 毎年9月分について、次の集計を行う。

第3表 産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数

(2) 地方調査

次の事項について都道府県別に集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行うことができる。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

(3) 特別調査

次の事項について集計を行う。

イ 全国集計する事項

第1表 産業、企業規模、性、通勤・住込み、家族・家族以外の別平均年齢、平均勤続年数、一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

第2表 産業、性、年齢階級、勤続年数階級、通勤・住込み、家族・家族以外の別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数（企業規模1～4人）

第3表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、月間きまって支給する現金給与額階級別常用労働者数

第4表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、1日の実労働時間数階級別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数

ロ 都道府県別に集計する事項

第5表 産業、性別一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

10 集計方法

(1) 全国調査及び特別調査

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行う。

(2) 地方調査

イ 集計は、都道府県統計主管課において行う。

ロ 都道府県知事は、集計が完了したときは、結果原表を作成し保管するとともに、その写を11の(2)のイの規定に基づく公表前であって、調査月の翌々月の10日までに厚生労働大臣に提出する。

11 結果公表の方法及び期日

(1) 全国調査

イ 厚生労働大臣は、毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月10日までに毎月勤労統計調査全国調査結果速報として公表し、その他の集計事項については、集計完了次第公表する。

ロ 集計結果の詳細な事項は、毎月勤労統計調査全国調査結果報告として公表するとともに、その概要を最近の労働統計調査月報に掲載する。

(2) 地方調査

イ 都道府県知事は、毎月集計する事項のうち、主要なものは、調査月の翌々月中に毎月勤労統計調査地方調査結果速報として公表し、その他の集計事項は、集計完了次第公表する。

ロ 厚生労働省大臣官房統計情報部長は、地方調査の結果をとりまとめの上、毎月

勤労統計調査地方調査結果報告として公表する。

(3) 特別調査

厚生労働大臣は、調査結果について、毎月勤労統計調査特別調査結果報告として、調査を実施した年内に公表する。

12 関係書類の保存期間及び保存責任者

(1) 保存期間

調査票又は調査票を収録した磁気媒体は、3年とする。

全国調査及び特別調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は永久とし、地方調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は10年とする。

(2) 保存責任者

全国調査及び特別調査の調査票及び結果原表は、厚生労働大臣とする。地方調査の調査票及び結果原表は、都道府県知事とする。

13 その他

この要綱に基づく調査は、平成21年4月1日から実施し、旧要綱は、平成21年3月31日をもって廃止する。

見本

毎月勤労統計調査全国調査票

秘

（第二種事業所用）

厚生労働省

平成 年 月 分

都道府県 番 号	調査区番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所 規模番号	※企 業 規模番号
			大	中	小			

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
（主要なものとは、総収入の最も多いものです。）

2 調査期間はいつからいつまででしたか。（前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1カ月間です。）

月 日から 月 日まで

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。（貴企業（同一会社）に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。）

(1) 1,000人以上	(4) 30～99人
(2) 300～999人	(5) 5～29人
(3) 100～299人	

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1カ月を超える期間を定めて雇われている者

※印欄は記入しないでください。

及び臨時又は日雇労働者で、前2カ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別		5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 （休憩時間は含めないでください。）		8 現金給与額（税込み額です。）			
		(1) 前調査 期間の末日 は何人で したか。	(2) 採用、 転勤等によ る増加は何 人でしたか。	(3) 解雇、 退職、転勤 等による減 少は何人で したか。	(4) 本調査 期間の末日 は何人で したか。	(5) うち、 パートタイム 労働者は 何人でした か。	実際に出勤した 日の合計は延べ 何日でしたか。 （有給休暇は含 めないでくださ い。1時間でも 出勤した日は1 日に数えてくださ い。）	(1) 所定内労働 時間の合計は延 べ何時間でした か。	(2) 所定外労働 時間の合計は延 べ何時間でした か。	(1) きまって支 給する給与の総 額はいくらでし たか。（労働協 約、就業規則等 に支給条件、算 定方法等が定め られている給与 です。）	(2) うち、超過 労働給与の総額 はいくらでした か。（残業手当、 深夜手当等です。）	(3) 特別に支払われた給 与の総額はいくらでし たか。（盆、暮等の賞与、 3カ月を超える期間で算 定される給与、ベースア ップの差額追給分及び支給 事由の発生が不確実な給 与です。）	(4) 左の特別に支払われ た給与の名称及び名称別 金額を記入してください。
男	1	人	人	人	人	人	日	時間	時間	百万 千円		百万 千円	①賞与 百万 千円
女	2												②定昇・ベースアップ等 の追給（ ）月分から （ ）月分 千円
計	3									百万 千円			③3カ月を超える期間で 算定される通勤手当 千円
うち、 パート タイム 労働者	4												その他（名称別に金額を 記入してください。） ④ 千円 ⑤ 千円

◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。

9 変動状況 〔調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。〕

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1 定昇を実施した。 | 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。 |
| 2 ベースアップを実施した。 | 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。 |
| 3 操業短縮、一時休業を実施した。 | 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。 |

10 備考 〔本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。〕

3

事業所の 面接者氏名	
調査票 作成年月日	年 月 日

統計 調査員印	
------------	--

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

毎月勤労統計調査第二種事業所調査 指定調査区 市区町村名一覧

第1組

都道府県	市区町村名	都道府県	市区町村名	都道府県	市区町村名
福岡県	北九州市 若松区				
福岡県	北九州市 八幡東区				
福岡県	北九州市 八幡西区				
福岡県	福岡市 博多区				
福岡県	福岡市 中央区				
福岡県	福岡市 南区				
福岡県	大牟田市				
福岡県	久留米市				
福岡県	直方市				
福岡県	柳川市				
福岡県	八女市				
福岡県	筑紫野市				
福岡県	古賀市				
福岡県	京都郡 苅田町				
福岡県	築上郡 吉富町				